

令和 7 年度

駒岡清掃工場一般廃棄物運搬業務

仕 様 書

札幌市環境局環境事業部駒岡清掃工場

I 委託業務の概要

1 業務名

駒岡清掃工場一般廃棄物運搬業務

2 業務内容

本委託業務は、清掃工場の稼働終了に伴い発生する一般廃棄物（ごみピット残留物）を新工場（駒岡清掃工場）に運搬するもの。

3 履行期限

契約日から令和7年9月30日まで

4 履行場所

札幌市南区真駒内 602 番地

札幌市駒岡清掃工場

5 業務範囲

（1）搬出元・搬出先

＜搬出元＞ 駒岡清掃工場 （札幌市南区真駒内 602 番地） ※旧工場

＜搬出先＞ 駒岡清掃工場 （札幌市南区真駒内 129 番 3） ※新工場

（2）運搬対象物

一般廃棄物（ごみピット残留物）

（3）予定数量

65 t

※数量は予定数量であるため、数量の変更に伴い異議を申し立てないこと。

（4）業務内容

ア 搬出元から搬出先へ対象物を運搬する。

イ 搬出元での運搬車両への積み込みは別途発注業務（駒岡清掃工場焼却設備廃炉清掃業務）の受託者にて行うが、車両操作や軽微な作業助勢は行うこと。積み込みは2F投入ステージにて行う。

ウ 搬出先の計量所で積み込み重量の算定を行うこと。

エ 搬出先での積み下ろしは受託者にて行うこと。積み下ろしは2F投入ステージにて投入扉よりごみピットへ投入すること。

（5）運搬車両

ア 運搬車両にかかる費用は、全て受託者の負担とする。

イ 使用する車両は、8 m³以上の塵芥車で汚水漏れ防止措置を施したものとする。

ウ 事前に運搬車両の自動車登録番号（ナンバープレート）を書面にて提出すること。

また、運転手の連絡先を担当者に報告すること。

（6）作業員数

車両運転手の他、1名以上の作業員が本作業に従事すること。

（7）作業量

下記の作業量を満たすように車両の確保を行うこと。

ア 日標準搬出量は、塵芥車1台×3往復（搬出3回）とする。

イ 日最大搬出量は、塵芥車 2 台×3 往復（搬出 6 回）とする。

(8) 作業時期

ア 作業時期は 5 月下旬から 7 月下旬までの間の委託者が指定した日とする。

なお、ごみピットからの残留物の掻き集め、取り出しの作業進捗や搬出先の搬入条件によるため流動的となる。

イ 委託者の都合により、上記の作業時期に実施できない場合は、協議の上時期を決定すること。

(9) 契約単価・支払方法

ア 本業務委託の契約は、運搬 1 t 当たりの単価契約とする。

単価については、車両代、燃料代、運転手代等を含んだ単価とする。

イ 委託料の支払は、業務完了払いとし、下記に基づき金額の算出を行う。

総支払額＝契約単価×総運搬量

ウ 運搬量の算定は、搬入先の計量器での計量重量を用いる。

総運搬量は、運搬量を足し合わせた合計とする。集計後、1t に満たない重量については、500kg 未満は切り捨て、500kg 以上は切り上げて総運搬量とする。

II 一般事項

1 提出図書

(1) 業務着手時に提出するもの

ア 業務着手届	1 部
イ 業務責任者指定通知書	1 部
ウ 業務日程表	1 部

(2) 作業開始前に提出するもの

ア 運搬車両の自動車登録番号(ナンバープレート)がわかるもの	1 部
--------------------------------	-----

(3) 業務完了時に提出するもの

ア 運搬記録報告書	1 部
運搬日、運搬量を記載し、日運搬量、総運搬量がわかるよう	
イ 業務記録写真	1 部
積み込み、積み下ろし、計量状況が分かるよう（運搬の都度撮影の必要はない）	
ウ 業務完了届	1 部

2 適用法令等

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」、「道路交通法」等の関係法令及び関連文書に基づいて業務を行うこと。

3 業務条件

(1) 業務の実施時間帯は、原則として下記のとおりとする。

業務時間：8 時 3 0 分～1 7 時 0 0 分

休日（土・日曜日及び祝祭日）に業務を行う場合及び上記時間帯を超過する場合は、施設管理担当者と協議すること。

- (2) 施設内入退出について
施設内への入退出場所・方法・時間については、施設管理担当者と調整し、承諾を受けること。
- (3) 火気の使用について
作業等に際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得るものとし、その取り扱いに際しては十分注意すること。
- 4 安全衛生管理
業務責任者は、業務担当者の労働安全衛生に関する安全教育に努め、関係法令に従い全ての作業における安全を確保し、作業環境を良好な状態に保つこと。
- 5 喫煙の禁止
工場の敷地内（駐車場での車両内含む）における喫煙は禁止とする。
- 6 施設管理担当者の立会い
作業に際して施設管理担当者の立会いを求める場合は、事前に施設管理担当者と調整すること。

Ⅲ 特記事項

- 1 環境負荷の低減
 - (1) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
 - (2) 業務に伴い排出される廃棄物は極力、減量、リサイクルすること。
 - (3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
 - (4) 本業務の履行において使用する物品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。
 - (5) 業務に伴い排出される廃棄物は極力、減量、リサイクルすること。
- 2 その他
 - (1) 本仕様書に明記のない事項については、施設管理担当者と協議して決定する。
 - (2) 疑義の発生についても前号と同様とする。